

AUBE FOR ONE 会員規約

第1条 (目的)

AUBE FOR ONE (以下「当サロン」といいます。)は、会員(本規約第4条所定の手続を経て当サロンと契約を締結された方をいいます。以下同じです。)が当サロンの施設を利用することで、心身の育成、健康維持、健康増進、会員相互の親睦、及びフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第2条 (会員制)

1. 当サロンは、会員制とします。
2. 会員による当サロンの利用範囲、条件、および施設運営システム(会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。)に関しては、細則に定めるものとします。
3. 会員が当サロンを利用するときは、利用する施設に会員証を提示するものとします。

第3条 (入会資格)

1. 当サロンの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
 - (2) 当サロンの施設の利用に堪え得る健康状態であることを申告いただくこと。
 - (3) 本規約に同意いただくこと。
 - (4) 暴力団及び準暴力団に関与していないこと。
 - (5) ファッションタトゥー(刺青やボディペイントを含む)を持たない方。
但し、当サロンが定める細則に従い、当サロンが認め、且つ利用条件に同意いただける場合を除く。
 - (6) 過去に当サロンより本規約に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、当サロンが検討した結果、再入会資格を認めることがある。
2. 会員は、当サロンに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団、準暴力団
 - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
 - (5) その他前各号に準ずるもの
3. 会員は、当サロンに対し、反社会的勢力等に対して直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証するものとします。
4. 会員は、当サロンに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証するものとします。
5. 会員は、当サロンに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当サロンの信用を毀損し、または当サロンの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第4条 (入会手続)

1. 当サロンに入会する際は、WEB手続に従い入会申込を行い、当サロンによる審査を受けた後、承諾された場合に契約が成立し、会員となるものとします。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当サロンが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会后、当サロンから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。当サロンは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができるものとします。この場合であっても会員は、第6条第1項に定める諸費用を支払うものとします。
4. 未成年の方が入会しようとするときは、当サロンが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただくものとします。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
5. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用するものとします。

第5条（届出内容変更手続）

1. 会員は、WEB 手続に記載した内容およびその他の届け出内容が正確であることを保証するものとします。当サロンは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負わないものとします。
2. 会員は、WEB 手続に記載した内容その他当サロンに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 当サロンより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により当サロンからの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに当サロンからの通知が会員に到達したものとします。

第6条（諸費用）

1. 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、細則に定めるものとします。
2. 会員は、細則に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて当サロンが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは当サロンが認める理由がある場合を除き、返還しないものとします。

第7条（クーリングオフ）

当サロンは、法令によりクーリング・オフが認められる場合は、当該法令に従うものとします。

第8条（会員たる地位の相続・譲渡）

会員たる地位は、相続・譲渡・貸与・名義変更することができません。ただし、当サロンが別途定める細則に基づき、当サロンが例外的に承認した場合はこの限りではありません。

第9条（会員以外の施設利用）

当サロンは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用するものとします。

第10条（諸規則の遵守）

会員は、当サロンの施設の利用にあたり、本規約その他当サロンの定める細則、諸規則を遵守し、当サロンの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます。）の指示に従うものとします。

第11条（禁止事項）

会員は、次の行為をしないものとします。

- （1）他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます）や施設スタッフ、当サロンを誹謗中傷すること。
- （2）他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- （3）大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- （4）物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- （5）当サロンの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- （6）他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- （7）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- （8）痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- （9）刃物など危険物の館内への持ち込み。
- （10）館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- （11）高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- （12）当サロンの施設内の秩序を乱す行為。
- （13）自らの会員証を他人に貸与、使用させる行為。
- （14）他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
- （15）その他、当サロンが会員としてふさわしくないと認める行為。

第12条（カスタマーハラスメントについて）

1. 当サロンは、お客様の言動のうち、当サロンが提供するサービスに瑕疵や過失がなく、要求内容が商品やサービスに無関係である場合、または要求の手段や態様が妥当でない場合、従業員の就業環境が脅かされる行為をカスタマーハラスメントとし、当サロンの基本方針に従って毅然と対応するものとします。
2. 当サロンは、前項に該当する行為があった場合、必要に応じて、注意、中止要請、退場、施設利用の停止、または本規約に基づく契約の解約等の措置を講ずることができるものとします。
3. 当サロンは、前二項への対応にあたり、必要に応じて警察、弁護士その他の関係機関と連携することができるものとします。
4. 当サロンは、カスタマーハラスメントへの対応その他施設運営上必要な範囲で、法令に従い録音、録画その他の方法により証拠を保全することができるものとします。

第13条（損害賠償責任免責）

1. 会員が当サロンの施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して、当サロンは、当サロンに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わないものとします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当サロンは、当サロンに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負わないものとします。

第14条（持込物に関する責任）

1. 当サロンは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. 当サロンは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負わないものとします。
3. 当サロンは、忘れ物・放置物について、一定期間保管後、法令及び細則に従い処分できるものとします。

第15条（会員の損害賠償責任）

会員が当サロンの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、当サロンまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第16条（休会及び退会）

当サロンの会員種別においては、休会・退会制度があります。なお、所定の手続方法、申請期限等については、細則に定めるものとします。また、滞納の会費がある場合は完納するものとします。

第17条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

1. 当サロンは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して当サロンの施設の利用を制限または停止し、あるいは直ちに契約を解約することができるものとします。ただし、会員は当サロンから当サロンの施設の利用を制限または停止された場合であっても、第6条第1項に定める諸費用を支払うものとします。

（1）利用制限・利用停止事由

- ①筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- ②集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- ③医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- ④妊娠中その他健康上の理由により、医師の意見確認後、当サロンが安全上必要と判断したとき。

（2）解約事由

- ①本規約第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
- ②本規約第11条、第12条、および、その他当サロンの定める細則、諸規則に違反したとき。
- ③支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします）。
- ④諸費用の支払いを連続して3ヶ月怠ったとき。
- ⑤破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申立があったとき。
- ⑥法令に違反したとき。
- ⑦その他、当サロンが会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 前項に基づき当サロンが本規約に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当サロンはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第18条（施設の休業および閉鎖）

1. 当サロンは、施設毎に定期休業日を設定することができるものとします。
2. 当サロンは、次の各号のいずれかにより営業することが困難又は営業すべきでない判断するときは当サロンの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができるものとします。
 - （1）天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - （2）施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - （3）判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）行政指導もしくは命令等があったとき。
 - （4）社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - （5）その他、当サロンが営業する事が困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
3. 前二項の場合、法令の定めまたは当サロンが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはないものとします。
4. 当サロンは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知するものとします。

第19条（諸費用、利用範囲、条件及び運営システムの変更、廃止について）

当サロンは、本規約に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、当サロンが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに、第22条の方法により告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第20条（細則）

本規約に定められていない事項及び、業務遂行上必要な細則は、当サロンが定めるものとします。

第21条（規約本文の改定）

原則として当サロンは1ヶ月前までに、第22条の方法により会員に告知または通知することにより、本規約内容を改正することができます。改正した本規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第22条（告知方法）

本規約における会員への告知方法は、WEB 手続上の表示、施設内への掲示および SNS 等での通知、ホームページに掲載する方法、その他当サロンが適当と認める方法とします。

第23条（発行）

本規約は2019年9月1日より発行とします。

2022年5月1日 改定

2024年10月1日 改定

2025年9月1日 改定

2026年4月6日 改定